

## &lt; 新規受託項目のお知らせ &gt;

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび、新たに下記項目の検査受託を開始することとなりました。  
取り急ぎご案内させていただきますので、ご利用の程宜しくお願  
い申し上げます。

敬具

記

《実施日》 2018年 1月22日（月） 受付分より

## 《新規受託項目》

項目名	便中カルプロテクチン
項目コード	—
検体 / 保存方法	糞便 1g / 凍結
容器	専用容器
検査方法	FEIA法
基準値	炎症性腸疾患の診断補助の指標 50 mg/kg 以下 潰瘍性大腸炎の病態把握の指標 300 mg/kg 以下
所要日数	6～12日
検査機関	LSIメディエンス
検査実施料	276点 [D014]自己抗体検査「27」
判断料	144点(免疫学的検査判断料)
備考	・必ず専用容器でご提出下さい。専用容器は予めご依頼下さい。 ・他項目との重複依頼は避けて下さい。

※ 検査ご依頼の際は、No.1臨床検査総合依頼書の指示事項欄に「便中カルプロテクチン」とご記入下さい。

※ 容器、検体採取方法、臨床的意義につきましては裏面をご参照下さい。

## 《専用容器》

①採取容器



②採便シート



③提出時の収納袋



## 《検体採取方法》

- ① 尿が混入しないよう、採便シートを置く前に排尿を済ませて下さい。
- ② 便器の水溜部が隠れるように採便シートを置いて下さい。
- ③ 採便シートの上に排便して下さい。  
採便シートは、5分程度は水に溶けませんが、長時間になると水に溶けるのでご注意ください。
- ④ 採取容器の蓋(裏側がスプーン状になっている)で、便を小指の第一関節程度採取して下さい。  
下痢便、水様便でも同等量が必要になります。また、月経期間中および痔ろうなど血液が混入した便のご提出はお控え下さい。
- ⑤ 容器の蓋ですくい取った便をそのまま容器本体に入れて蓋を閉めて下さい。
- ⑥ 便の入った採取容器を収納袋に入れ、チャックを閉めて下さい。
- ⑦ 患者さんが自宅で採取する際は、病院へ提出するまでの間、冷暗所に保管して下さい。  
(便の採取は通院の当日もしくは前日に行ってください。)

## 《臨床的意義》

カルプロテクチンはカルシウム・亜鉛結合タンパク質で、好中球の顆粒中に豊富に含まれています。炎症性腸疾患では、白血球が腸管壁を通じて管腔内に移行し、糞便中のカルプロテクチン濃度が上昇することから、その濃度を測定することにより、腸管炎症の状態を把握することが可能になります。検査が非侵襲性であるため患者負担が少なく、炎症性腸疾患の診断や病態把握に有用な検査です。

これまで、保険適応範囲が潰瘍性大腸炎の病態把握を目的とした場合に限られていましたが、本検査(FEIA法)では、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的とした場合にも適応が拡大されました。

- 参考文献 松岡 克善,他: 医学と薬学74(6): 717~726, 2017.

## 《診療報酬の算定方法の一部改定に伴う実施上の留意事項について》

### D014 自己抗体 (18) カルプロテクチン(糞便)

- ア カルプロテクチン(糞便)は、区分番号「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として、FEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、ELISA法又はFEIA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- エ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

- 下線部分が新たに適用となりました。 厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1130第5号」12月1日